

○内閣府告示第五百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県東置賜郡高畠町
- 二 構造改革特別区域の名称 高畠町なかよし給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山形県東置賜郡高畠町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県稲敷郡阿見町
- 二 構造改革特別区域の名称 阿見町いきいき子育て給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 茨城県稲敷郡阿見町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 勝浦市
- 二 構造改革特別区域の名称 安全で安心な給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 勝浦市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 村上市
- 二 構造改革特別区域の名称 村上市どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 村上市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第五百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 能美市
- 二 構造改革特別区域の名称 能美いきいき給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 能美市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南アルプス市
- 二 構造改革特別区域の名称 より安全で安心できる給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南アルプス市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北杜市
- 二 構造改革特別区域の名称 北杜市地域活性化ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北杜市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第五百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東御市
- 二 構造改革特別区域の名称 とうみSunライズワイン・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東御市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第五百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県木曾郡南木曾町
- 二 構造改革特別区域の名称 南木曾町教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県木曾郡南木曾町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第五百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県安八郡安八町
- 二 構造改革特別区域の名称 地産食材で豊かな給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県安八郡安八町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県揖斐郡揖斐川町
- 二 構造改革特別区域の名称 豊かな心と体を育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県本巣郡北方町
- 二 構造改革特別区域の名称 心豊かな給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県本巣郡北方町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊賀市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊賀市あんしん給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊賀市の区域の一部（阿山及び大山田地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 田辺市
- 二 構造改革特別区域の名称 紀州田辺の特産果実酒・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 田辺市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第五百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県鹿足郡津和野町
- 二 構造改革特別区域の名称 純国産・安全健やか 津和野冬虫夏草酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県鹿足郡津和野町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第五百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩国市
- 二 構造改革特別区域の名称 岩国市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岩国市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座  
開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第五百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県糟屋郡粕屋町
- 二 構造改革特別区域の名称 みんなでつくろう、かすや給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福岡県糟屋郡粕屋町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県田川郡川崎町
- 二 構造改革特別区域の名称 川崎町地産・地習・e環境教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福岡県田川郡川崎町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第五百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年十一月十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀市
- 二 構造改革特別区域の名称 佐賀市ふるさと再見特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 佐賀市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））